

# 平成25年度社会福祉振興助成事業(災害福祉広域支援事業 後期分)の選定方針

社会福祉振興助成事業審査・評価委員会

災害福祉広域支援事業に係る助成は、東日本大震災における福祉・介護分野での人材派遣の経験、課題等を踏まえ、福祉・介護分野での全国からのネットワークからの人材派遣等、広域緊急支援体制構築が必要であることから、都道府県単位での福祉支援ネットワーク本部（協議会形式）を設置し、平時より都道府県内の民間福祉事業者等と連携を図りながら、災害時の福祉支援ネットワークの構築を図ることを目的としている。

助成対象事業の選定に当たっては、上記目的を踏まえ、次の基準等に基づき行うものとする。

## 1 審査の方法

書面審査とする。ただし、必要に応じてヒアリング審査を行う。

## 2 審査項目

### (1) 事業実施体制

#### ① 実施者適性

- ・法人の設立の趣旨、活動実績、実施体制、専門性等、事業の実施主体として相応しいか。

#### ② 連携・協働

- ・他の団体や関係機関、関係者等との連携・協働に有効性や実効性があるか。

### (2) 事業の内容等の妥当性

#### ① 事業の内容

- ・要望事業の必要性が明確であるか。
- ・具体性があり実現可能性があるか。

#### ② 直接的成果

- ・助成対象事業の目標からみて成果をあげられるか、受益者や関係者のニーズを満たし質的な成果をあげられるか。

### (3) 費用対効果

- ・費用対効果からみて経済的合理性があるか。

### (4) 継続性・将来発展性

- ・事業継続の能力があり、将来的な発展性が期待できるか。

## 3 採点基準

(1) 平成25年度社会福祉振興助成事業（災害福祉広域支援事業 後期分）募集要領（以下「募集要領」という。）に記載した事項を満たさない要望事業については、

0点として採点する。

(2) 募集要領に記載した事項を満たす要望事業については、社会福祉振興助成事業審査・評価委員会委員（以下「委員」という。）が、各審査項目について、次の基準により採点する。

- ・妥当であるもの (3点)
- ・妥当ではあるが、条件を付すもの (2点)
- ・不十分なもの (1点)

(3) 加点について

以下については、それぞれ1点加点できるものとする。

- ① 被災者支援など、過去5年の災害時において福祉的支援を実施していた場合
- ② 事業継続計画（BCP）を整備している場合

#### 4 審査コメント

各委員の意見を適切に審査に反映させる観点から、委員は、最優先で採択したい又は強く採択を見送るべきと考える事業については、その理由をコメントするものとする。

また、その他、高く評価できる点、採択に当たっての条件等がある場合には、その内容をコメントするものとする。

#### 5 助成対象事業の選定

上記の結果を踏まえ、当委員会の合議により各都道府県から1事業を選定するものとする。

#### 6 その他

##### (1) 助成金の配分

選定された事業は、機構において、予算額の範囲で効果的・効率的な配分が行われるものであること。

##### (2) 委員の遵守事項

- ① 公平・公正で厳格な審査を行うべきことを常に認識すること。
- ② 審査の公平・公正を確保するため、応募団体の運営に関わるなど利害関係者に該当する場合は、当該団体の審査に加わることができないこと。

また、応募団体の役職員と親密な個人的関係があるなど利害関係者に該当すると自ら判断した場合は、当該団体の審査に加わらないこと。

なお、利害関係者に該当し、審査に加わらない場合は、その旨をコメントすること。

- ③ 審査を行う際に知り得た情報を漏らしてはならないこと。